

(3) 学芸員課程

① 学芸員課程について

本学では文部科学大臣の認可を得て、文学部文学科および芸術学部芸術学科に、学芸員の資格を取得できる課程を開設している。学芸員とは、博物館法に基づく博物館において、資料の収集、管理、展示公開、調査研究などを行う専門職である。

② 法律に定められている規定（「博物館法」第5条第1項、「博物館法施行規則」第1条）

学士の学位を有し、「博物館法施行規則」第1条に定められた9科目19単位を修得した者は、学芸員となる資格を有する。

③ 本学で規定する単位

本学で開講する表1の10科目19単位はすべて修得しなければならない。また、表2のうちから12単位以上を修得しなければならない。

以上の必要単位を修得した上で、卒業を待って、学芸員資格を得ることができる。

④ 履修資格

文学部文学科・芸術学部芸術学科 履修定員 30名（3年次）

2年次終了時に、62単位以上修得（但し、必修科目はすべて修得のこと）、かつ下記「博物館実習Ⅰ」の履修要件を満たす者。履修希望者が定員を超えた場合は、修学状況等を参考にして選抜する。

また、2年次については履修制限を行わない。

⑤ 博物館実習

3年次：「博物館実習Ⅰ」2単位

履修前年度までに、「生涯学習概論」・「博物館概論」の2科目、および「博物館資料論」・「博物館資料保存論」・「博物館教育論」3科目のうち2科目以上を修得した者。

4年次：「博物館実習Ⅱ」（館務実習）1単位

履修前年度までに、「生涯学習概論」・「博物館概論」・「博物館実習Ⅰ」の3科目、および「博物館資料論」・「博物館資料保存論」・「博物館教育論」・「博物館情報・メディア論」の4科目のうち3科目以上を修得し、かつ3年次に「館務実習申込仮登録」を済ませた者（仮登録許可履修者および仮登録締切日は事前に公示する）。ただし、授業態度や関係科目履修状況等により、学外で行われる館務実習生としてふさわしくないと判断される場合は、履修を認めないことがある。

⑥ 学芸員課程履修費

学芸員課程履修者は履修費（4年次前期 30,000円）を要する。

⑦ その他

学芸員課程履修希望者は、毎年度実施される履修ガイダンスに必ず出席しなければならない。正当な理由なく欠席した者は履修できない。その日程は事前に公示する。

その他、学芸員課程の履修にかかる必要事項は別途公示する。

I. 表1 【学芸員課程科目】(博物館法施行規則に定める科目)

博物館法施行規則に定める科目	単位数	左記に対応する 本学開設科目	単位数		単位配分				週時数		備考
			必修	選択	1年次	2年次	3年次	4年次	前期	後期	
生涯学習概論	2	生涯学習概論	2			2			2		
博物館概論	2	博物館概論	2			2			2		
博物館経営論	2	博物館経営論	2				2			2	
博物館資料論	2	博物館資料論	2			2			2		
博物館資料保存論	2	博物館資料保存論	2			2				2	
博物館展示論	2	博物館展示論	2				2			2	
博物館教育論	2	博物館教育論	2			2				2	
博物館情報・メディア論	2	博物館情報・メディア論	2				2		2		
博物館実習	3	博物館実習Ⅰ	2				2		2	2	
		博物館実習Ⅱ	1					1	2		
計	19	計	19								

II. 表2 【本学が学芸員の資格取得に定める科目】

下表から12単位以上を修得すること。

	科目	単位数	単位配分				週時数		文学部	芸術学部	履修条件
			1年次	2年次	3年次	4年次	前期	後期			
博物館法施行規則 第6条関連科目	文化史	美術文化交流史	2	2			2			専門	
	美術史	日本美術史	2	2			2			専門	
		東洋美術史	2	2				2		専門	
		西洋美術史	2		2		2			専門	
	民俗学	民俗学Ⅰ	2	2			2		教養		
		民俗学Ⅱ	2	2				2	教養		
	考古学	考古学概説Ⅰ	2	2			2		専門(歴)		
		考古学概説Ⅱ	2	2				2	専門(歴)		
考古学実習Ⅰ		2			2	4		専門(歴)		「考古学概説Ⅰ・Ⅱ」「考古学演習Ⅰ・Ⅱ」の修得を前提とする	
考古学実習Ⅱ		2			2		4	専門(歴)			
その他	日本史概説Ⅰ	2	2			2		専門(歴)		原則として、他専攻・他学部の履修は不可	
	日本史概説Ⅱ	2	2				2	専門(歴)			
	保存科学概説Ⅰ	2	2			2		専門(歴)			
	保存科学概説Ⅱ	2	2				2	専門(歴)			
	地域と文学 a	1		1		2		専門(日)			
	地域と文学 b	1		1		2		専門(日)			
	古典文学特殊講義	2			2		2	専門(日)			
	近・現代文学特殊講義A	2			2	2		専門(日)			
	近・現代文学特殊講義B	2			2		2	専門(日)			
	古文書学演習Ⅰ	2		2		2		専門(歴)			
	古文書学演習Ⅱ	2		2			2	専門(歴)			
	西洋史文献講読Ⅰ	2		2		2		専門(歴)		世界史B(高校)の内容を熟知していること	
	西洋史文献講読Ⅱ	2		2			2	専門(歴)			
	工芸史	2	2				2		専門		
	工芸概論	2	2					2	専門		
美術概論	2	2					2	専門			

専門(日) : 文学部 日本文学専攻 専門科目

専門(歴) : 文学部 歴史学専攻 専門科目

(10) ウェブデザイン実務士・情報処理士・上級情報処理士

本学では、芸術学部芸術学科にウェブデザイン実務士・情報処理士・上級情報処理士（いずれも、一般財団法人全国大学実務教育協会）の資格取得に必要な科目を開講している。それぞれの対象科目を取得した後、希望者は資格認定の申請を行うことができる。

① ウェブデザイン実務士

インターネット技術に関する知識に加え、ウェブサイト構築に必要とされる、デザイン、プログラミング、動画利用などの技能、ウェブコンテンツを制作できる技能、ウェブディレクターやウェブプロデューサーといった立場での組織管理能力を認定するものである。

② 情報処理士

ビジネスの現場で必要とされる情報処理能力を証明する資格である。「情報処理技術の基礎を身につけている」「ビジネスで活用されるソフトウェア技能の基礎を身につけている」「プレゼンテーション能力の基本を身につけている」「オフィスの組織や情報の流れを理解している」の4点が、資格認定のポイントである。

③ 上級情報処理士

コンピュータシステムと情報通信技術の理解を深め、ビジネスの現場でもとめられる、ソフトウェア操作、インターネット活用、データ管理などのしかたを習得し、IT化がすすむ現代社会において、より高度なビジネス活動ができる人材を養成する資格である。

(11) 健康運動指導士・トレーニング指導者・スポーツトレーナー(受験資格)

本学スポーツ科学部スポーツ科学科は、健康運動指導士（公益財団法人健康・体力づくり事業財団）、日本トレーニング指導者協会認定トレーニング指導者、および全国体育スポーツ系大学協議会認定スポーツトレーナーの養成校となっている。それぞれの所定の科目を修得した学生は、各資格の認定試験の受験資格が取得できる。

(12) スポーツ指導者・パーソナルトレーナー

本学スポーツ科学部スポーツ科学科では、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者、NSCA認定パーソナルトレーナーなどの資格の取得を目指すことができる。公認スポーツ指導者は、所定の科目を修得した後、希望者が申請することにより、資格取得に必要な講習の一部が免除される。

(13) 社会福祉主事任用資格

社会福祉主事は、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村に置かれる職である。この資格は、公務員試験に合格し、社会福祉主事に任用されて初めて名乗ることができる資格で、いわゆる任用資格とされるものである。

本学には、以下のとおり厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目が開設されており、3科目以上を修得して本学を卒業した場合、任用条件を満たすことができる。（卒業後に科目等履修で単位修得しても要件を満たさないで注意すること。）

社会福祉主事 指定科目名	本学科目名	開設学科
倫理学	倫理学	スポーツ科学科
栄養学	基礎栄養学	栄養学科
公衆衛生学	公衆衛生学	
社会福祉概論	社会福祉概論	